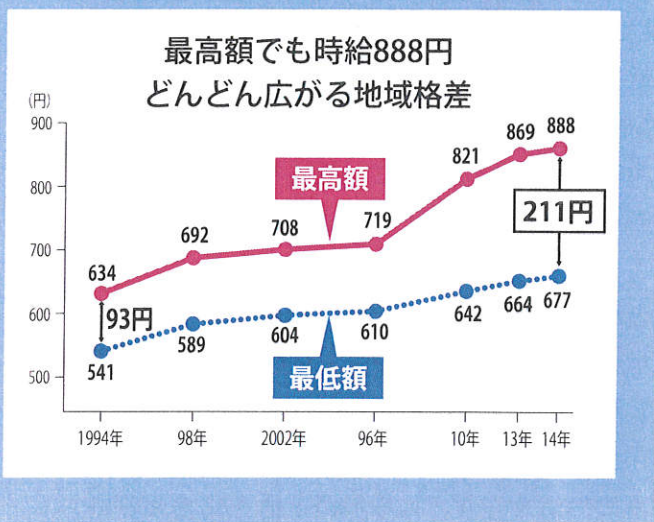
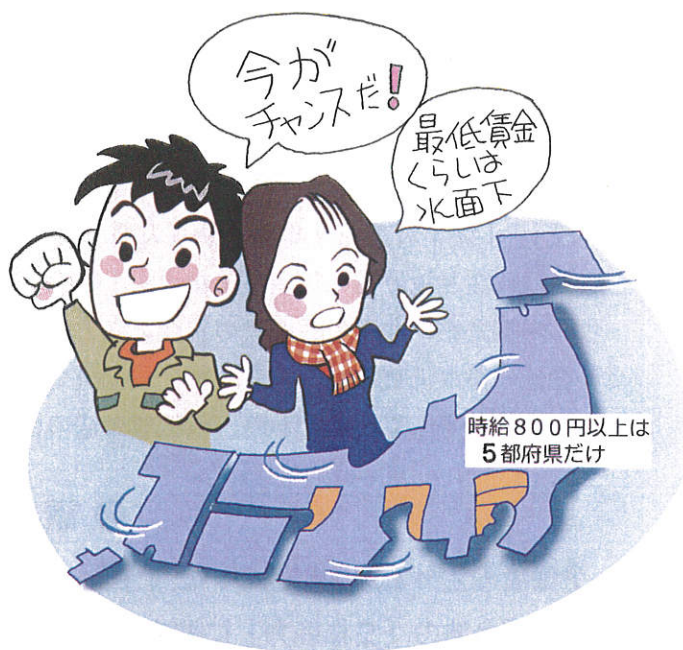


# 格差が地域を疲弊させる原因に

日本の最低賃金では、最高額の東京都は時給888円、最低額の7県は677円で、211円も格差があり、毎年その格差は拡大しています。同じ仕事をするなら、労働者は高い賃金の都市部の仕事を求めるもの。人口は都市部に集中し、地方・地域はますます過疎化・高齢化がすすみ、疲弊してしまいます。



# 実現しよう! 全国一律 最低賃金制度

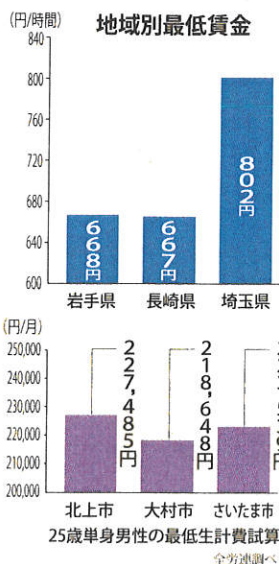


## 生計費は全国どこでも変わらない 最低賃金法の改正を求めます!

2014年秋に非正規雇用労働者が2000万人を超えました。人間らしい生活ができない低賃金の労働者が増え続け、地域の疲弊と少子化を加速させています。

「地方は物価が安い」という固定観念がありますが、大型店の進出、流通の発達などで、人間らしい最低限の生計費は、全国どこでもほぼ同一額であることが全労連の調査でも明らかになっています。

最低賃金法を改正し、全国一律の最低賃金を実現することこそ地域を活性化するカギです。



生計費は同水準、最低賃金は大きな格差が

## 生計費原則と矛盾する 支払能力規定の削除を

最低賃金法では最低賃金の決定基準を「地域別最低賃金は地域における労働者の生計費及び賃金」としていますが、そこに「賃金支払能力」が併記されています。そのため、都道府県ごとの「1就業者あたり年間販売額」「1就業者あたり年間事業収入額」などが判断要素とされ、生計費原則を無視した低額の最低賃金と地域格差が固定・拡大しているのです。

最低賃金は、憲法の生存権を保障するためのものであり、大企業の数などに影響される指標で判断するのは趣旨が違います。私たち労働組合は、最低賃金法から支払能力の規定を削除するよう求めています。

# 全国一律最低賃金制の実現を求める請願署名

年 月 日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

## ● 請願趣旨 ●

2007年の最低賃金法改正で、第9条に「生活保護と最低賃金との整合性」が盛り込まれ、最低賃金の改定額はそれまでの数円から二桁台に引き上がりました。2010年6月の雇用戦略対話では、「2020年までの目標」として「できる限り早期に全国最低800円を確保し、全国平均1,000円を目指す」ことが明記されました。しかし2014年に800円に到達したのは5都府県であり、全国加重平均は780円です。

多くの非正規雇用労働者が、人間らしい生活ができない低賃金に置かれているだけでなく、地域間格差も年々拡大し、時間額で211円にまで広がり、地域の疲弊を招いています。

地域からの労働者の流出に歯止めをかけ、公正取引ルールを実現するためには、金額の抜本的な引き上げと全国一律最低賃金制度の創設が必要という声がひろがっており、現行法での地域別最低賃金制度の制度的限界が指摘されています。

最低賃金法第9条には「最低賃金の原則」として、労働者の生計費や賃金に加え、海外であまり例のない「通常の事業の支払能力」が併記されています。そのため、都道府県ごとの「1就業者あたり年間販売額」「1就業者あたり年間事業収入額」なども判断要素とされ、「労働者の生計費」を無視した低額の最低賃金と地域間の賃金格差が固定・拡大されています。

中小零細企業、非正規労働者の賃金を底上げして、労働者の生活を守り、地域経済を活性化させるには、全国一律最低賃金制の確立など、最低賃金法の抜本的な改正が必要です。

以上の趣旨から以下のとおり、最低賃金法の改正を求めます。

## ● 請願項目 ●

1. 労働者の生計費原則に基づいた「全国一律最低賃金制度」を早急を実現すること。
2. 最低賃金法の「支払能力」に関する規定を削除すること。
3. 最低賃金は、時給表示だけでなく、日額、月額を表示すること。

氏 名	住 所

※この署名用紙は国会の請願以外の目的に個人情報を利用されることは一切ありません。